

岡 高 第 3 7 8 号
平成29年6月29日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査（公の施設の指定管理者監査に伴う所管課監査）の指摘事項
の改善措置状況について（通知）

平成29年1, 2月実施随時監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

随時監査（公の施設の指定管理者監査（社会福祉法人敬友会）に伴う
所管課監査）の指摘事項の改善措置状況（平成29年1，2月実施分）

保健福祉局高齢者福祉課

指摘事項

岡山市老人デイサービスセンターの管理に係る協定書に基づく、指定管理者への「財産台帳」及び「物品台帳」の提示、「事業報告書」の受理及び「管理実態点検」が適正になされていないことが認められました。また、指定管理者が提出すべき非常時の対応マニュアルその他の書類の未提出に対する指導が行われていませんでした。

協定書及び業務仕様書に基づいて、指定管理者に対し適正な管理を実施してください。

改善措置状況

- 1 財産台帳及び物品台帳につきましては、ともに整備し、指定管理者へ提示しました。
- 2 事業報告書につきましては、規定に基づく必要な項目を盛り込んだ報告書の様式を作成し、使用するよう指示しました。
- 3 管理実態点検につきましては、事業報告書の提出を受けた後は速やかに点検を行うとともに、それを明確にするため、検査報告書を作成することとしました。
- 4 非常時の対応マニュアルその他の未提出書類につきましては、すでに指定管理者から提出を受けました。